

処分基準整理票

処分の内容	違反者に対する監督処分命令
根拠法令及び条項	都市公園法 第27条第1項及び第2項 蓮田市都市公園条例 第16条第1項及び第2項
処分基準	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>【参考】</p> <p>都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号） （監督処分）</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p> <p>2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 （略）</p> <p>蓮田市都市公園条例（平成3年3月22日条例第14号） （監督処分）</p>

	<p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(3) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合</p>		
処分基準 設定年月日	令和6年3月27日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。